

「同朋大学 ガバナンス・コード」に係る適合状況及び点検結果

【適合状況判断基準】 ○：全項目実施 △：一部項目未実施 X：全項目未実施

第1章 私立大学の自主性・自律性（特色ある運営）の尊重			適合状況	点検等
1-1 建学の精神	(1)	建学の精神・理念	○	建学の精神である「同朋和敬」に則り、「広く知識を授け専門の学術を教授研究し、併せて人格を陶冶し、人類文化及び社会福祉に貢献する人間を養成する」ことを教育方針として人間の育成に取り組んでいる。
	(2)	建学の精神・理念に基づく人間像	○	
1-2 教育と研究の目的	(1)	建学の精神・理念に基づく教育目的等	○	学部・大学院ともに適切に運用されている。
	(2)	中期的（原則として5年以上）な計画の策定と実現に必要な取組みについて	○	「同朋大学の中期計画-2020年度～2024年度」に基づき、定員充足の維持、収容定員増、学科・学部増設などの課題とともに、学生の修学支援の推進、高大連携などの課題解決に取り組んでいる。また、施設設備拡充のための第2号基本金組入を計画し、実行している。
	(3)	私立大学の社会的責任等	○	
第2章 安定性・継続性（学校法人運営の基本）			適合状況	点検等
2-1 理事会	(1)	理事会の役割	○	寄附行為，法令に基づき適切に運用されている。
2-2 理事	(1)	理事の責務（役割・職務・監督責任）の明確化	○	寄附行為，法令に基づき適切に運用されている。
	(2)	学内理事の役割	○	
	(3)	外部理事の役割	○	
	(4)	理事への研修機会の提供と充実	X	学園として研修機会を提供できていなかった。理事としての判断に資するような内容の研修プログラムを提供し、その内容の充実に努める。

2-3 監事	(1)	監事の責務（役割・職務範囲）について	○	理事会，評議員会への出席はもとより，常任理事会に出席し，法人の財政状況，大学の運営状況等を監査している。
	(2)	監事の選任	○	
	(3)	監事監査基準	○	
	(4)	監事業務を支援するための体制整備	○	
	(5)	常勤監事の設置	○	
2-4 評議員会	(1)	諮問機関としての役割	○	寄附行為，法令に基づき適切に運用されている。学校法人同朋学園寄附行為第4章第22条「予算及び事業計画」，「事業に関する中期的な計画」，「借入金及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分」，「役員に対する報酬等」，「予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄」，「寄附行為の変更」，「寄附金品の募集に関する事項」，「その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの」等について，適宜，評議員会で意見を聴いている。
	(2)	評議員から意見を引き出す議事運営方法の改善に努めます。	○	
	(3)	評議員会は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができます。	△	今後の評議員の権限強化に鑑み、理事の業務執行状況の確認に関する運営をより具体化するよう努める。
	(4)	評議員会は、監事の選任に際し、理事長が評議員会の同意を得るための審議をします。その際、事前に理事長は当該監事の資質や専門性について十分検討します。	○	寄附行為，法令に基づき適切に運用されている。

2-5 評議員	(1)	評議員の選任	○	寄附行為、法令に基づき適切に運用されている。
	(2)	評議員への研修機会の提供と充実	×	学園として研修機会を提供できていなかった。より積極的な意見交換を促進するため、研修プログラムを提供し、その内容の充実に努める。
第3章 教学ガバナンス（権限・役割の明確化）			適合状況	点検等
3-1 学長	(1)	学長の責務（役割・職務範囲）	○	リーダーシップを発揮し、大学教学運営を統括している。
	(2)	学長補佐体制（副学長・学部長の役割）	○	執行部会議規程に則り、適切に運営している。
3-2 教授会	(1)	教授会の役割（学長と教授会の関係）	○	教授会規程に則り、適切に運営している。
第4章 公共性・信頼性（ステークホルダーとの関係）			適合状況	点検等
4-1 学生に対して	(1)	学生の学びの基礎単位である学部等においても、3つの方針（ポリシー）を明確にし、入学から卒業に至る学びの道筋をより具体的に明確にします。	○	学科ごとに3ポリシーを明確にし、教育活動を展開している。学修ポートフォリオを活用し、卒業までの学びについて丁寧に指導を行っている。
4-2 教職員等に対して	(1)	教職協働	○	教員と事務職員等は、大学の運営に係わる各種会議に構成員として双方が参加し、教職協働体制を確保するなど、教育・研究活動等の組織的かつ効果的な管理・運営を図るため、適切に分担・協力・連携を行っている。
	(2)	ユニバーシティ・ディベロップメント：UD	△	資質向上のために研修等（FD・SD）を開催している。BDについては、一部未実施のため改善に努める。

4-3 社会に対して	(1)	認証評価及び自己点検・評価	○	大学評価の受審結果に基づき、毎年自己点検評価書を作成し改善に取り組んでいる。
	(2)	社会貢献・地域連携	○	地域連携センターを通じて各企業や自治体と連携協定を締結し、教育・研究・学生活動に多様な成果を上げている。その一例として、名古屋市営住宅の一部を提供してもらい、学生寮として利用。学生は、地域で行われるゴミ出し、清掃に参加し地域貢献に取り組んでいる。
4-4 危機管理及び法令遵守	(1)	危機管理のための体制整備	○	東南海地震に備えた防災訓練を毎年実施し、大規模災害に備えたキャンパスづくりを目指して、防災対策と万全な危機管理体制の構築に向けて取り組んでいる。学長ガバナンスのもと、大学事務部が管理している法令、諸規程に基づき自己点検を行っている。
	(2)	法令遵守のための体制整備	○	
第5章 透明性の確保（情報公開）			適合状況	点検等
5-1 情報公開の充実	(1)	法令上の情報公表	○	透明性を図るべく、必要な情報公開はホームページで実施している。よりわかりやすい情報提供を心がけ、引き続き推進する。
	(2)	自主的な情報公開	○	
	(3)	情報公開の工夫等	○	